

横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会委員任命等要綱

制 定 平成 25 年 4 月 15 日 建住計第 78 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会条例（平成 25 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき設置する、横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において公正、公平及び中立な審議等を実施するため、委員会の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任命等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（委員の任命等）

第 3 条 市長は、公正、公平及び中立な審議等を行うことができると認められた者を委員等に任命する。

2 市長は、次の各号に掲げる委員等の利害関係等の有無について審議案件ごとに確認するものとする。

（1）委員等が審議案件に関わる事業者（以下「関係事業者」という。）の財務、法務又は営業等の業務内容について、現に職務権限を保有又は関与している場合

（2）委員等が関係事業者（法人にあっては、その役員又は役員に準ずる者）の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合

（3）その他、委員等に審議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合

3 委員等は、審議案件ごとに前項各号に掲げる利害関係等の有無について、第 1 号様式による確認書を提出するものとする。利害関係等の有無に変更があった場合も同様とする。

4 委員等は、第 2 項各号の一に該当する場合は、当該審議案件に係る会議及び部会への出席はできないものとする。

（秘密を守る義務）

第 4 条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

確認書

年 月 日

横浜市長

横浜市環境配慮型住宅及び
持続可能な住宅地整備事業者選定委員会

委員氏名(自署) _____

私は、(審議事業名)の審議等にあたり、第3条第2項各号に掲げる利害関係等該当事項について、

1	当方に利害関係等がないことを確認しました。
2	当方に利害関係等があります。

※該当する番号を○で囲んでください。

【利害関係等該当事項】（第3条第2項各号）

- 1 委員等が審議案件に関わる事業者（以下「関係事業者」という。）の財務、法務又は営業等の業務内容について、現に職務権限を保有又は関与している場合
- 2 委員等が関係事業者（法人にあつては、その役員又は役員に準ずる者）の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、保佐人又は補助人である場合
- 3 その他、委員等に審議等の公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合

(備考)

一般の商品・サービス購入等の行為は利害関係から除外